

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年11月14日

【四半期会計期間】 第87期第2四半期(自平成23年7月1日至平成23年9月30日)

【会社名】 日本化学産業株式会社

【英訳名】 NIHON KAGAKU SANGYO CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 柳澤英二

【本店の所在の場所】 東京都台東区下谷二丁目20番5号

【電話番号】 03(3873)9223(代表)

【事務連絡者氏名】 総務部長 百瀬 譲

【最寄りの連絡場所】 東京都台東区下谷二丁目20番5号

【電話番号】 03(3873)9223(代表)

【事務連絡者氏名】 総務部長 百瀬 譲

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
日本化学産業株式会社大阪支店
(大阪市中央区上町一丁目23番10号)
日本化学産業株式会社名古屋支店
(名古屋市中区新栄二丁目16番13号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第86期 第2四半期連結 累計期間	第87期 第2四半期連結 累計期間	第86期
会計期間	自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日	自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日	自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日
売上高 (百万円)	12,740	10,958	25,539
経常利益 (百万円)	1,776	1,360	3,704
四半期(当期)純利益 (百万円)	1,014	759	1,925
四半期包括利益又は包 括利益 (百万円)	829	616	1,868
純資産額 (百万円)	21,826	23,190	22,711
総資産額 (百万円)	27,294	28,522	28,986
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	51.49	38.52	97.76
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)			
自己資本比率 (%)	80.0	81.3	78.4
営業活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	231	906	1,299
投資活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	399	627	900
財務活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	124	71	166
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	6,277	6,993	6,799

回次	第86期 第2四半期 連結会計期間	第87期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成22年 7月 1日 至 平成22年 9月30日	自 平成23年 7月 1日 至 平成23年 9月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	26.48	13.49

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 4 1株当たり四半期(当期)純利益の算定における期中平均株式数については、「株式会社三井住友銀行(にかさん従業員持株会信託口)」が所有する当社株式を連結貸借対照表において自己株式として表示していることから、当該株式の数(第86期279,000株、第87期第2四半期連結累計期間245,000株)を控除しております。
- 5 第86期第2四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間(平成23年4月1日～平成23年9月30日)におけるわが国経済は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により急速に落ち込みましたが、その後、サプライチェーンの急速な復旧及び地上デジタル化への移行に伴う個人消費の駆け込み需要等もあり、持ち直しの兆しが見られたものの、急速な円高の進行に伴う輸出の落ち込み、生産拠点の海外シフト、欧州の債務危機や米国をはじめとする海外経済の減速懸念等が解消されておらず、景気の先行きに不透明感が強まっております。

この間、当社グループは、東京電力福島第二原子力発電所の事故による10⁺圏内の避難指示により、生産活動ができなくなった福島第一工場の生産品目を埼玉・大和根両工場での代替生産に切替える等の対応をとりましたが、3月3日に建屋のみ竣工した福島第二工場はいまだに東京電力福島第一原子力発電所の20⁺の避難区域に該当し立入りが出来ない状況が続いております。こうしたなか、福島第一工場は、徐々に放射能リスクが軽減したこともあり、8月1日には全面稼働体制が整い、更に9月30日には政府による緊急時避難準備区域の指定も解除されたことから、薬品部門の生産体制としてはほぼ震災前に戻ることができました。尚、埼玉・大和根両工場での福島生産品の代替生産に関しては、リスク回避の観点から同一製品の複数拠点による生産を継続しております。尚、タイの海外子会社に関しましてはめっき用薬品以外の工業薬品の製造・販売を行う等の事業強化のため増資を行いました。

このような状況のもと、薬品部門においては新製品や新規用途開発品を中心に販売数量・生産数量の確保・拡大に努めましたが、当第2四半期連結累計期間の半ばまで全面稼働ができなかった福島第一工場生産品の売上減、当第2四半期半ば以降の非鉄金属相場下落に伴う売価ダウンや情報技術関連製品の納入先企業の在庫調整に伴う需要減、海外子会社の納入品の仕様変更に伴う売上減等がある一方、建材部門においては期初に大震災の影響による住宅着工減はあったものの、その後の住宅ローン減税や、住宅版エコポイントなどの政府の住宅購入支援策を背景に売上高は前年同四半期比増加しました。その結果、当社グループ全体の売上高は前年同四半期比1,781百万円 14.0%減の10,958百万円となりました。利益面では、薬品部門における安価原料・リサイクル原料の使用拡大等低コスト体質の強化に努めましたが、減収及び生産数量減に伴う固定費負担増等により営業利益は前年同四半期比432百万円 25.2%減の1,286百万円となりました。経常利益は前年同四半期比415百万円 23.4%減の1,360百万円、四半期純利益は、投資有価証券評価損53百万円、東京電力福島第一・第二原子力発電所の事故に伴う福島第一・第二工場の操業停止による損失51百万円等を計上する一方、法人税等が前年同四半期に比べ減少し、また前年同四半期には特別損失で資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額98百万円を計上したこともあり、前年同四半期比254百万円 25.1%減の759百万円となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

薬品事業

主力の薬品事業は、取引先における福島第一工場の生産品目の複数購買化の影響、円高・景気後退等による需要減、海外子会社の取引先の仕様変更による売上減もあり、売上高は前年同四半期比1,860百万円 16.4%減の9,494百万円となりました。利益面では、上述しましたように、減収及び数量減に伴う固定費負担の増加、海外子会社の売上減に伴う採算低下等により、営業利益は前年同四半期比428百万円28.0%減の1,102百万円となりました。

建材事業

建材事業においては、期初における東日本大震災の影響による売上減があったもののその後の回復や、一部、仮設住宅への製品供給等の復興需要、工作機械用熱交換器の伸びもあったことから、売上高は前年同四半期比78百万円 5.7%増の1,464百万円となりました。利益面では、売上高が微増となったこともあり、営業利益は前年同四半期比12百万円 3.2%増の394百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末における流動資産は、東日本大震災に伴う原材料等の緊急調達、夏場の電力制限に対応するための製品在庫増等により棚卸資産が増加したものの、売上減に伴う売上債権の大幅な減少により、前連結会計年度末比186百万円減の18,834百万円となりました。また、固定資産は、有形固定資産が減価償却により減少したこと、また投資その他の資産が投資有価証券の時価の下落により減少したため、前連結会計年度末比277百万円減の9,688百万円となり、この結果、総資産は前連結会計年度末に比べ、463百万円減の28,522百万円となりました。一方、負債は、生産数量減少に伴う仕入債務及び短期未払金の減少により、流動負債が前連結会計年度末比841百万円減の4,592百万円となり、固定負債は前連結会計年度末比100百万円減の739百万円となりました。また、純資産は利益剰余金の増加により前連結会計年度末比479百万円増の23,190百万円となったことにより、自己資本比率は前連結会計年度末の78.4%から81.3%になりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、営業活動によるキャッシュ・フローで906百万円増加、投資活動によるキャッシュ・フローで627百万円減少、財務活動によるキャッシュ・フローで71百万円減少し、この結果、当第2四半期連結累計期間末は、前連結会計年度末に比べ193百万円増加し、6,993百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における営業活動による資金は、906百万円の増加(前年同四半期連結累計期間は231百万円の資金の増加)となりました。この主な要因は、法人税等の支払額801百万円、棚卸資産の増加額690百万円、仕入債務の減少額339百万円等による資金の減少があったものの、税金等調整前四半期純利益が1,246百万円、売上債権の減少額1,058百万円、減価償却費478百万円等により資金が増加したことであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における投資活動による資金は、627百万円の減少(前年同四半期連結累計期間は399百万円の資金の減少)となりました。この主な要因は、有形固定資産の取得による支出が569百万円あったこと等であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における財務活動による資金は、71百万円の減少(前年同四半期連結累計期間は124百万円の資金の減少)となりました。この主な要因は、短期借入金の純増額96百万円があったものの、配当金の支払額156百万円があったこと等であります。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間の研究開発費の総額は191百万円であります。

(5) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

株式会社の支配に関する基本方針

・基本方針の内容

当社は、市場のグローバル化、株式持合いの解消等が進む中で、買収対象企業の同意を得ることなく、企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を毀損する敵対的買収のリスクは高まっていると認識しております。もとより、当社といたしましては、買収提案が、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化を図るものである等、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に資する場合は、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、敵対的買収の中には、一時的、短期的に高配当、高株価を実現することを目的とするもの、買収後の経営方針・計画が当社の培ってきた経営基盤と無縁で実現性に乏しい曖昧なものや、当社や株主の皆様を買収提案の内容を検討する情報や時間すら与えないもの等、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を毀損する、あるいはそのおそれが顕著であるものも少なくないと考えております。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営の基本方針及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を中長期的に確保又は向上させることを真摯に目指す者でなければならないと考えております。

したがって、当社の経営の基本方針及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解せずに、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を著しく損なうおそれのある株式の大規模買付け等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

・基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、柳澤二郎氏、柳澤三郎氏の両名が、昭和14年8月に有機・無機の工業薬品の製造を目的に創業した柳澤有機化学工業所を前身とし、その販売部門として、昭和21年2月設立した、日本化学産業株式会社と柳澤有機化学工業所を昭和23年4月に統合して製造・販売一体の現在の営業の基盤を完成させ今日に到っております。当社の取扱品は一般的な装飾用めっき薬品が主でありましたが、新規の製品開発・用途開発を積極的に進めた結果、現在はOA機器・エレクトロニクス等幅広い分野に用いられる表面処理用薬品・触媒用薬品・電池用薬品・セラミックス・ガラス用薬品等、多品種・多用途にわたる無機・有機金属薬品を製造販売する薬品事業に成長し、昭和38年に進出した建材事業は、アルミよろい戸をはじめ多数の製品を開発し、現在は防火・通気(換気)・防水関連で特殊な機能を持つ住宅建材製品を主に製造販売しています。

これらは、当社が長年にわたり開発、蓄積したノウハウ・それに基づく開発力と薬品製造における生産技術力、建材製造における金属加工技術力により成し得たものであり、それらによりユーザーの要望・ニーズにお応えすることによって高い評価をいただいております。

当社の「経営の基本方針」は、薬品・建材両事業における先端的技術と独創的開発をさらに追求し、企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を確保・向上していくことにあります。その実現のため、中期経営計画の策定を通じ高付加価値製品の開発と拡販及び安価原料・リサイクル原料の活用拡大や、設備と要員の一段の効率化を最重要課題とし厳しい事業環境下でも一定水準以上の利益を確保できる低コスト体質を構築してまいります。

当社グループは、今後もユーザーからの大幅な値下げ要求や価格競争の激化など厳しい事業環境が続くことを前提として、技術力の一層の向上に基づく安価原料・リサイクル原料の活用拡大をはじめとして総てのコスト・経費の徹底した削減をすることにより低コスト体質の構築・強化を引き続き進めてまいりますとともに、現行薬品・建材事業の拡大強化・環境対応型表面処理用薬品やリチウムイオン電池用正極材・プリント基板用薬品等の情報技術関連薬品をはじめとする高付加価値新製品の開発促進や新規事業の開拓等に継続して取り組んでまいります。

当社は、この計画を達成することにより、強靱な事業体質の構築及び収益力の確保が図られ、企業価値ひいては株主の皆様共同の利益が確保・向上されるものと確信しており、株主の皆様ほか取引先、従業員等ステークホルダーとの信頼関係も一層強化できるものと考えております。

当社は、企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の確保・向上に邁進する一方で、「企業は公器」との理念に基づき、コーポレートガバナンスの充実と透明性、信頼性の高いコンプライアンスの遵守も最も重要な課題であると位置づけて実践しております。

また、コンプライアンスの遵守については、綱領としての「日本化学産業行動規範」を策定し、この徹底を図るため、「コンプライアンス委員会規程」を策定しました。コンプライアンス委員会規程に基づき委員会を組織し、同委員会において作成した「コンプライアンス・マニュアル」を全役員及び従業員へ配布し、コンプライアンスの周知徹底を図っております。

当社は、供給する製品群について、今後も常に環境と安全性に最大限考慮する等、社会的責任を果たすことを重視して行動し、この姿勢を継続することにより資本市場からの一層の評価が得られるよう努力していく所存であります。

・基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成18年5月19日開催の取締役会において、導入することを決議し、同年6月29日開催の当社第81回定時株主総会にて、株主の皆様のご承認を頂きました新株予約権と信託の仕組みを利用した信託型ライツ・プラン(以下「第一回信託型ライツ・プラン」といいます。)の有効期間が、平成21年6月30日をもって満了したため、平成21年5月13日開催の取締役会において、第二回信託型ライツ・プラン(以下「本信託型ライツ・プラン」といいます。)を設定することとし、同年6月26日開催の第84回定時株主総会において、株主の皆様のご承認を頂いております。本信託型ライツ・プランは、当社の株券等の保有者及びその共同保有者であって議決権割合が15%を超える者になったことを示す公表がなされた日の翌日から起算して14日間が経過したとき、及び、当社の株券等について、買付け等の後におけるその者の所有に係る株券等の議決権割合がその者の特別関係者の議決権割合と合計して15%を超えることとなるような公開買付けの開始公告を行ったことを示す公表がなされた日の翌日から起算して14日間が経過したとき等に限り、原則として、当社議決権割合の15%を超える割合を有する大規模買付者グループ以外の者が行使できる新株予約権を、あらかじめ特定の信託銀行に対して発行する仕組みです。この仕組みが存在することによって、当社取締役会は、大規模買付者グループについて情報の収集・検討等を行い、株主の皆様とその経営方針やそれが当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に与える影響等を説明することや、代替案を提示する機会並びにそのための時間を確保できることとなります。そして、これを利用して株主の皆様のために大規模買付者と交渉し、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の確保又は向上に資すると判断された場合を除いては、本信託型ライツ・プランを発動することといたしました。当社は、中央三井アセット信託銀行に対して、(a)大規模買付者グループに属する者による新株予約権の行使を認めない旨の条項及び(b)当社が大規模買付者グループに属する以外の者から新株予約権を取得し、その対価として当社普通株式を交付することができる旨の条項(取得条項)等を付した新株予約権を無償で発行いたしました。本信託型ライツ・プランに係る新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の募集事項は以下のとおりです。

(本新株予約権募集事項)

1. 申込期日
平成21年6月30日(火)
2. 割当日(会社法第238条第1項第4号に定義される。)
平成21年6月30日(火)

3. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

- 1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
- 2) 本新株予約権の行使により当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下当社普通株式の発行又はこれに代わる当社の有する当社普通株式の移転を当社普通株式の「交付」という。)する数の総数は、25,000,000株とする。ただし、下記3)又は4)により対象株式数(下記3)に定義される。)が調整される場合には、当該調整後の対象株式数に本新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

- 3) 各本新株予約権の行使により当社普通株式を交付する数(以下「対象株式数」という。)は、1株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、対象株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていないものについてのみ行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。また、これらの端数処理については、その後生じた対象株式数の調整事由に基づく対象株式数の調整にあたり、かかる端数を調整前対象株式数に適切に反映したうえで、調整後対象株式数を算出するものとする。

- 4) 上記3)の対象株式数の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な調整を行う。

資本金の額の減少、新設分割、吸収分割、合併又は株式交換のために対象株式数の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により対象株式数の調整を必要とするとき。

4. 本新株予約権の総数

25,000,000個

5. 各本新株予約権の払込価額

無償とする。

6. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当社普通株式1株当たりの額(以下「行使価額」という。)に対象株式数を乗じた価額とする。行使価額は1円とする。

7. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の払込取扱銀行及び払込取扱場所

中央三井信託銀行株式会社 本店

東京都港区芝三丁目33番1号

8. 本新株予約権の行使期間

平成21年6月30日(火)から平成24年6月30日(土)(ただし、平成24年6月30日(土)以前に権利発動事由(下記9.1)に定義される。)が発生した場合には、当該権利発動事由が発生した日から6ヵ月間経過した日)までとする。ただし、本新株予約権の行使期間の最終日が払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その翌営業日を最終日とする。

9. 本新株予約権の行使の条件

- 1) 下記に記載される者を除く一又は複数の者が、本新株予約権の割当日の前後を問わず、

(ア) 当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に定義される。)の保有者(同法第27条の23第1項の保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。また、保有者との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに保有者の公開買付代理人及び主幹事証券会社は、共同保有者とみなす。)であって、15%を超える議決権割合を有する者(当社取締役会が、別途定めるライツ・プラン運用ガイド

ライン(以下「ライツ・プラン運用ガイドライン」という。)に規定される企業価値特別委員会(以下「特別委員会」という。)の意見を徴した上で、当社が発行者である株券等について15%を超える議決権割合を有する保有者及び共同保有者であると相当の根拠に基づき合理的に認められた者を含み、以下これらの者を総称して「大量保有者グループ」という。)になったことを示す公表(ある者が大量保有者グループに属する者となったことを当社取締役会が認識した後遅滞なく、当社取締役会の決議に基づき、東京証券取引所制定に係る有価証券上場規程所定の開示の方法に従い、当社取締役会が、ある者が大量保有者グループに属する者となったことを認識した旨を開示し、かつ、当社ホームページ上に掲載した上で、当社定款所定の公告方法に従い、ある者が大量保有者グループに属する者となった旨の公告を行ったことをいうものとする。)が全てなされた日の翌日から起算して14日間(ただし、当社取締役会は、ライツ・プラン運用ガイドラインに従い、かかる期間を延長することができる。)が経過したとき(当該期間中に当該大量保有者グループ全体の所有に係る議決権割合が15%以下となったことが明らかになった場合及び当該大量保有者グループを形成する大規模買付者(後に定義される。)が下記に定める者であると当社取締役会が認めた場合を除く。)、

又は、

- (イ) 当社が発行者である株券等(同法第27条の2第1項に定義される。以下本(イ)において同じ。)について、公開買付け(同法第27条の2第6項に定義される公開買付けであって、同法第27条の2第1項に規定する買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項で定める場合を含む。)に係る株券等の議決権割合がその者の特別関係者(同法第27条の2第7項に定義される。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。また、その者との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びにその者の公開買付代理人及び主幹事証券会社は、特別関係者とみなす。以下本項において同じ。)の議決権割合と合計して15%を超える場合に限る。以下同じ。)(また、以下、上記公開買付けを行う者を「公開買付者」といい、公開買付者と上記特別関係者を総称して「公開買付者グループ」という。)の公告を行ったことを示す公表(ある者が公開買付者グループに属する者となったことを当社取締役会が認識した後遅滞なく、当社取締役会の決議に基づき、東京証券取引所制定に係る有価証券上場規程所定の開示の方法に従い、当社取締役会が、ある者が公開買付者グループに属する者となったことを認識した旨を開示し、かつ、当社ホームページ上に掲載した上で、当社定款所定の公告方法に従い、ある者が公開買付者グループに属する者となった旨の公告を行ったことをいうものとする。)が全てなされた日の翌日から起算して14日間(ただし、当社取締役会は、ライツ・プラン運用ガイドラインに従いかかる期間を延長することができる。)が経過したとき(当該期間中に当該公開買付けが撤回された場合及び当該公開買付けを行った者が下記に定める者であると当社取締役会が認めた場合を除く。)(以下、上記(ア)又は(イ)に定める事由をそれぞれ「権利発動事由」といい、権利発動事由が発生した時点をそれぞれ「権利発動事由発生時点」という。)

以降に限り、大量保有者グループ又は公開買付者グループに属する者以外の者のみが、下記14.及び15.に定めるところにより、本新株予約権を行使することができる。なお、大量保有者グループ及び公開買付者グループ(これらを総称して、以下「大規模買付者グループ」という。)には、(i)これらのグループに属する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け又は承継した者、(ii)これらのグループに属する者又は上記(i)に該当する者の関連者(実質的にその者が支配する者又はその者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として、特別委員会の意思を徴した上で当社取締役会が相当の根拠に基づき合理的に認められた者をいう。)及び(iii)これらのグループに属する者又は上記(i)若しくは(ii)に該当する者と協調して行動する者として、特別委員会の意思を徴した上で当社取締役会が相当の根拠に基づき

合理的に認めた者(取締役会が行う、上記(ii)及び(iii)に該当する者が否かの認定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係の形成や、大規模買付者グループに属する者又は(i)に該当する者及び上記(ii)又は(iii)に該当するか否か判断の対象となっている者が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとする。)も含まれるものとする。

また、大量保有者グループを形成する保有者(上記(ア)所定の「保有者」)及び公開買付者グループに属する公開買付者(上記(イ)所定の「公開買付者」)を総称して「大規模買付者」という。

当社又は当社の子会社

当社を支配する意図なく大規模買付者となった者である旨当社取締役会が認めた者であって、かつ、大規模買付者になった後14日間(ただし、当社取締役会はかかる期間を延長することができる。)以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより大規模買付者ではなくなった者

当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく大規模買付者になった者である旨当社取締役会が認めた者(ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。)

当社を委託者とする信託の受託者として本新株予約権をその発行時に取得し、保有している者、又はかかる者からかかる信託の受託者としての地位を承継した者(当該信託の受託者としての当該者に限り、以下「受託者」という。)

上記 から までに掲げる者のほか、当社取締役会がライツ・プラン運用ガイドラインに従い、その者による当社の株券等の取得又は保有(以下「買収」という。)が当社の企業価値ひいては株主の共同の利益の確保又は向上に資すると認めた者(一定の条件の下に当社の企業価値ひいては株主の共同の利益の確保又は向上に資すると当社取締役会が認めた場合には、当該一定の条件が継続して満たされている場合に限る。)

- 2) 上記1)にかかわらず、ある者による大規模買付け等に関し権利発動事由が生じた場合において、当該大規模買付け等につき、(i)次の各号に規定する事由(以下「脅威」という。)がいずれも存しない場合、又は(ii)一若しくは複数の脅威が存するにもかかわらず、本新株予約権の行使を認めることが当該脅威との関係で相当でない場合には、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)は、本新株予約権を行使することができない。なお、上記(i)又は(ii)の場合に該当するか否かについては、ライツ・プラン運用ガイドラインに定められる手続に従い判断されるものとする。

当該大規模買付け等がその目的やその完了後に予定されている又は想定される当社に関する経営方針等に鑑み当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を損なうことが明白であること

当社取締役会が当該大規模買付け等について十分な情報を取得できないこと、又はこれを取得した後、当該大規模買付け等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間が存しないこと

当該大規模買付け等に係る取引の仕組みがそれに応じることを当社の株主に事実上強要するものであること

当該大規模買付け等の条件(対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実行の蓋然性、完了後における当社の取引先、従業員等の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含む。)が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適切であること

上記 乃至 のほか、当該大規模買付け等又はこれに係る取引が当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化(当社の取引先、従業員等の当社に係る利害関係者の利益が勘案されるものとする。以下同じ。)を妨げる重大なおそれがあること

- 3) 上記2)のほか、ある者による大規模買付け等に関し権利発動事由が生じた場合において、当社取締役会の提示又は賛同する、当該大規模買付け等とは別の代替案が存在し、当該代替案が当社に係る支配権の移転

(特定の者が当社の総株主の議決権の3分の1を超えて保有することとなる行為をいう。)を伴う場合で、かつ、(i)当該大規模買付け等が当社が発行者である普通株式全てを現金により買い付ける旨の公開買付けのみにより実施されており、(ii)当該大規模買付け等がその目的やその完了後に予定されている又は想定される当社に関する経営方針等に鑑み当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を損なうことが明白でなく、(iii)当該大規模買付け等に係る取引の仕組みがそれに応じることを当社の株主に事実上強要するものでなく、かつ、(iv)当該大規模買付け等又はこれに係る取引が当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化を妨げる重大なおそれがないものである場合には、本新株予約権は行使することができない。なお、上記の場合に該当するか否かについては、ライツ・プラン運用ガイドラインに定められる手続に従い判断されるものとする。

- 4) 上記2)及び3)のほか、適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使するために、(i)所定の手続の履行若しくは(ii)所定の条件(一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。)の充足、又は(iii)その双方(以下「準拠法行使手続・条件」と総称する。)が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件が全て履行又は充足された場合に限り、本新株予約権を行使することができる。ただし、当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使するために当社が履行又は充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当社としてこれを履行又は充足する義務を負わないものとする。また、当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使することが当該法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、本新株予約権を行使することができない。
- 5) 受託者は、受託者の地位に基づいて本新株予約権を行使することができない。なお、受託者たる信託銀行又は信託会社が、固有勘定又は上記1)に規定する信託以外の信託に係る信託勘定によって保有する本新株予約権を行使することを妨げるものではない。
- 6) 新株予約権者が、上記1)から5)までの規定に従い新株予約権を行使できない場合であっても、当社は、当該新株予約権者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。

10. 本新株予約権の取得事由及び条件

- 1) 当社は、権利発動事由発生時点以降上記8. 所定の本新株予約権の行使期間が満了する時までの間で当社取締役会が特別委員会の勧告に基づき別途定める日において、上記9. に従い本新株予約権を行使することができる者及び上記9. 4)により本新株予約権を行使することができない者(上記9. 2)、3)又は5)の規

定により本新株予約権を行使することができない者を除く。)から、当該者の有する本新株予約権を取得し、それらの者に対し、その対価として、当社普通株式を交付することができる。

- 2) 上記1)のほか、当社は、次の各号所定のいずれかの事由に該当する場合には、いつでも、当社取締役会の定める日(ただし、以下の決議があった場合には、当該決議があった日の翌日から起算して3営業日が経過した日)において、本新株予約権の全部を無償で取得する。

権利発動事由が生じた場合であって、上記9.2)又は3)に従い本新株予約権の全部を行使することができない場合

当社取締役会が当社の企業価値ひいては株主の共同の利益を最大化するために必要であると認めた場合

当社取締役会が本新株予約権を発行する目的を達成するための新たな制度の導入に際して必要があると認めた場合

上記乃至のほか、当社取締役会が本新株予約権の全部を無償で取得することが適切であると判断し、その旨決議した場合

特別委員会が本新株予約権の全部を無償で取得することが適切であると判断し、その旨決議した場合
当社の株主総会において、本新株予約権全部を無償で取得すべき旨が会社法第309条第1項所定の方法により決議された場合

11. 取得の対価として交付される株式の種類及び数

- 1) 上記10.に従った本新株予約権の取得の対価として交付される株式の種類は当社普通株式とする。
- 2) 上記10.に従った本新株予約権の取得の対価として交付される当社普通株式の総数は、25,000,000株とする。ただし、下記3)及び4)により交付株式数(下記3)に定義される。)が調整される場合には、当該調整後の交付株式数に本新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。
- 3) 各本新株予約権の取得の対価として交付される当社普通株式の数(以下「交付株式数」という。)は、1株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、交付株式数は次の算式により調整されるものとする。

調整後交付株式数 = 調整前交付株式数 × 分割・併合の比率

なお、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていないものについてのみ行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。また、これらの端数処理については、その後に生じた交付株式数の調整事由に基づく交付株式数の調整にあたり、かかる端数を調整前交付株式数に適切に反映したうえで、調整後交付株式数を算出するものとする。

- 4) 上記3)の交付株式数の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な調整を行う。
資本金の額の減少、新設分割、吸収分割、合併又は株式交換のために交付株式数の調整を必要とするとき
その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により交付株式数の調整を必要とするとき

12. 合併・吸収分割・新設分割・株式交換・株式移転時における本新株予約権に代わる新株予約権の交付に関する事項

当社が次の1)から5)までに掲げる行為(以下「合併等」という。)を行う場合は、当該時点において行使又は取得されていない本新株予約権に代わる新株予約権を、当該1)から5)までに定める株式会社(以下「存続株式会社等」という。)に、下記の各号の定めに従い、交付させることができる。ただし、当該交付に関し、下記の各号の決定方針に沿って記載のある当該1)から5)までに定める契約又は計画につき当社の株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。

- 1) 合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社：吸収合併契約又は新設合併契約

2) 吸収分割

吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社：吸収分割契約

3) 新設分割

新設分割により設立する株式会社：新設分割計画

4) 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社：株式交換契約

5) 株式移転

株式移転により設立する株式会社：株式移転計画

新株予約権の目的となる存続株式会社等の株式の種類

存続株式会社等の普通株式

新株予約権の目的となる存続株式会社等の株式の数

合併等の条件等を勧告のうえ、目的となる存続株式会社等の株式の数につき合理的な調整を加える。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

合併等の条件等を勧告のうえ、行使価額につき合理的な調整を加える。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

承継された新株予約権の権利行使期間、その他の権利行使の条件、取得事由等

上記8．乃至11．等に準じて、合併等に際して当社取締役会が決定する。

取締役会による譲渡承認について

新株予約権の譲渡については、存続株式会社等の取締役会の承認を要する。なお、譲渡人が、上記9．4)の規定により本新株予約権を行使することができない者(上記9．2)、3)又は5)の規定により本新株予約権を行使することができない者を除く。)であるときは、当社取締役会は、下記16．の事由等を勧告して上記承認をするか否かを決定する。

13．新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額及び資本準備金の額

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額全額とし、資本準備金は増加しないものとする。

14．本新株予約権の行使の方法及び行使の請求場所

本新株予約権の行使は、当該行使に係る本新株予約権の目的たる株式の行使価額全額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むとともに、当社所定の新株予約権行使請求書(当該本新株予約権者が大規模買付者グループに属する者に該当せず、かかるいずれかの者のために行使しようとしているものではないこと等の表明・保証条項及び補償条項を含む。)に行使する本新株予約権の個数、対象株式数及び住所等の必要事項を記載し、これに記名押印したうえ、必要に応じて別途定める本新株予約権行使に要する書類並びに会社法、金融商品取引法その他の法令及びその関連法規(日本証券業協会及び本邦金融商品取引所の定める規則等を含む。)の下でその時々において要求されるその他の書類(以下「添付書類」という。)を添えて新株予約権の行使場所又は自らの口座を開設する口座管理機関に提出することにより行われるものとする。なお、本新株予約権者は、その所有する各本新株予約権を個別に行使することができるものとし、かかる個別行使の際に残余の本新株予約権がある場合には、当社は、当該本新株予約権者の個別行使の日付と残余の本新株予約権の個数とを新株予約権原簿に記載又は記録するものとする。

15．本新株予約権行使請求の効力発生時期

本新株予約権の行使請求の効力発生時期は、上記14．の規定に従い、行使に係る本新株予約権行使請求書及び添付書類が新株予約権の行使場所に到着した時(ただし、権利発動事由発生時点以降においては、かかる到

着した時又は当社取締役会が特別委員会の勧告に基づき定めた一定の時で公表されたもののいずれか遅い時)とする。本新株予約権の行使の効力は、かかる本新株予約権の行使請求の効力が生じた場合であって、かつ、当該行使に係る本新株予約権の目的たる株式の行使価額全額に相当する金銭が払込取扱場所において払い込まれた時に生じるものとする。

16. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。なお、譲渡人が、上記(9)4)の規定により本新株予約権を行使することができない者(上記9.2)、3)又は5)の規定により本新株予約権を行使することができない者を除く。)であるときは、当社取締役会は、以下の事由等を勘案して上記承認をするか否かを決定する。

当該管轄地域に所在する者による本新株予約権の全部又は一部の譲渡に関し、譲渡人により譲受人が作成し署名又は記名押印した確認書(下記についての表明・保証条項及び補償条項を含む。)が提出されていること

譲渡人及び譲受人が大規模買付者グループに属する者でないこと

譲受人が当該管轄地域に所在せず、当該管轄地域に所在する者のために譲り受けようとしている者ではないこと

譲受人が上記及びに定めるいずれかの者のために譲り受けようとしている者でないこと

17. 本新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しない。

18. 割当先

中央三井アセット信託銀行株式会社

19. 法令の改正等による修正

本新株予約権発行後、法令又は関連する金融商品取引所の規則若しくはガイドラインの新たな制定又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合においては、当該制定又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えるものとする。ただし、当社取締役会が別途定める場合はこの限りではない。

・上記の取組みについての取締役会の判断

当社の中期経営計画の策定等による企業価値向上に向けた取組み、コーポレート・ガバナンスの強化等の各取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を確保し、向上させることを目的とし、結果として当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に反する株式の大規模買付けの防止に資するものです。従いまして、上記の取組みは上記の当社の基本方針に沿うものであり、当社の株主の皆様共同の利益を損なうものでなく、又、当社の役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

・上記の取組みについての取締役会の判断

当社取締役会は上記の取組みは当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に反する大規模買付けを防止するものでありますことから、上記の取組みは、上記の当社の基本方針に沿って策定されたものであると考えております。

また、当社取締役会は、上記の取組みは、下記の仕組みを有していることから、株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

設定に際しての株主総会特別決議による承認

米国のライツ・プランは一般的に取締役会決議のみで導入されています。これに対し、当社が設定する本信託型ライツ・プランは、新株予約権の発行に際し株主総会の特別決議により承認されています。

合理的な客観的解除要件の設定

本新株予約権は、買収提案が当社の利益に資する場合には行使することができないように、客観的な条件が定められています。本新株予約権の行使条件の充足の有無の判断等については、特別委員会がライツ・プラン運用ガイドラインに定める手続に従ってこれを行い、当社取締役会は、かかる特別委員会の判断を最大限尊重して、当社としての最終決定を行うこととなります。

本新株予約権の無償取得可能性の確保(デッドハンド性の否定)

当社取締役会は、本新株予約権を行使することができない場合には、本新株予約権が行使可能になる時点を送り出す等しない限り、原則として当社が本新株予約権を無償にて取得することを決議しなければなりません。これに加え、当社取締役会は、一定の場合には、いつでも当社が本新株予約権を取得することができるものとされています。いわゆる委任状勧誘合戦の結果、大規模買付者により選任された取締役によって構成される当社取締役会もこの権限を有するため、議決権行使を通じて株主の皆様が意思表示が反映されることが確保されているといえます。以上から、本信託型ライツ・プランにおける本新株予約権は、米国でかつて存在した、いわゆるデッドハンド・ピル、スローハンド・ピルなどといったライツ・プランと全く異なるものです。

ライツ・プラン運用ガイドラインの採択

当社取締役会は、本新株予約権が合理的に利用されるために、有事の際の発動・維持・解除等に関する判断権者、手続、判断方法を具体的に記載したライツ・プラン運用ガイドラインを、特別委員会の同意を得て当社取締役会において決議しております。

独立社外者のみからなる特別委員会の設置

本信託型ライツ・プランの必要性及び相当性を確保し、経営者の保身のための濫用を防止するために、特別委員会を設置し、当社取締役会の判断の公正さを担保し、その恣意的な判断を排除するために、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。本信託型ライツ・プラン設定時の特別委員会は、社外監査役1名及び社外有識者2名のみにより構成され、今後も独立社外者のみから構成されるものとしています。特別委員会は、具体的には、株主の皆様が代わりに、株主の皆様のために、情報の収集や買収提案の検討を行い、大規模買付者との交渉を指示し、本信託型ライツ・プランの発動、行使条件充足時期の先送り及び新株予約権の無償取得の是非等に関する決定を行い、当社取締役会に勧告する役割等を果たします。

第三者専門家の意見の取得

大規模買付者グループが出現すると、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者(フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士等の専門家)の助言を受けることができるとされています。

有効期間を限定していること(サンセット条項)

本新株予約権の行使期間は原則として平成24年6月30日(土)までの3年間とされており、かかる3年経過後において信託型ライツ・プランを設定する場合には、再度株主総会の特別決議を経ることが予定されています。

当社取締役の任期(1年)の維持(期差任期型取締役会の不存在)

米国の多くの企業においては、取締役を三つのグループに分け、その任期をずらす期差任期型取締役会をライツ・プランと併用することにより、ライツ・プランに非常に高い防衛効果を付与しています。これに対し、当社は、当社取締役の任期を1年としており、期差任期型取締役会を有しておらず、当社は、本信託型ライツ・プランの設定後も、この状態を維持することとしております。また、会社法第341条により、当社取締役は株主総会の過半数の決議で解任されることもできます。当社取締役会としては、株主の皆様が、毎年、株主総会における議決権の行使による当社取締役の選解任を通じ、本信託型ライツ・プランの是非についてご判断されることが適切であると考えております。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年11月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	20,680,000	20,680,000	東京証券取引所 市場第二部	単元株式数は 1,000株であります。
計	20,680,000	20,680,000		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年9月30日		20,680		1,034,000		337,867

(6) 【大株主の状況】

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日化産取引先グループ持株会	東京都台東区下谷2丁目20番5号	2,091	10.11
三井生命保険株式会社	東京都千代田区大手町2丁目1番1号	1,000	4.84
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	970	4.69
にっかさん従業員持株会	東京都台東区下谷2丁目20番5号	905	4.38
株式会社東京都民銀行	東京都港区六本木2丁目3番11号	660	3.19
あいおいニッセイ同和損害保険 株式会社	東京都渋谷区恵比寿1丁目28番1号	627	3.03
日本パーカライジング株式会社	東京都中央区日本橋1丁目15番1号	410	1.98
株式会社近畿大阪銀行	大阪府大阪市中央区城見1丁目4番27号	404	1.95
株式会社りそな銀行	大阪府大阪市中央区備後町2丁目2番1号	400	1.93
DEUTSCHE BANK AG LONDON-PB NON-TREATY CLIENTS 613 常任代理人 ドイツ証券株式会社	TAUNUSANLAGE 12,D-60325 FRANKFURT AM MAIN, FEDERAL REPUBLIC OF GERMANY 東京都千代田区永田町2丁目11番1号	372	1.80
計		7,839	37.91

(注) 1 所有株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

2 上記のほか、当社が所有している自己株式 696千株(3.37%)があります。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 941,000	245	
完全議決権株式(その他)	普通株式19,629,000	19,629	
単元未満株式	普通株式 110,000		1単元(千株)未満の株式
発行済株式総数	20,680,000		
総株主の議決権		19,874	

(注) 1 「完全議決権株式(自己株式等)」欄は、「株式会社三井住友銀行(にかさん従業員持株会信託口)」所有の株式245,000株を含めて表示しております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式109株が含まれております。

【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 日本化学産業株式会社	東京都台東区下谷 2丁目20番5号	941,000		941,000	4.55
計		941,000		941,000	4.55

(注) 当社保有の自己株式数には、「株式会社三井住友銀行(にかさん従業員持株会信託口)」が所有する当社株式数245,000株が含まれております。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成23年7月1日から平成23年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、明和監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,099,293	7,293,200
受取手形及び売掛金	7,854,569	6,802,903
商品及び製品	951,700	1,199,686
仕掛品	1,006,334	1,190,162
原材料及び貯蔵品	1,794,088	2,050,108
繰延税金資産	251,215	252,997
その他	70,970	47,718
貸倒引当金	6,970	2,070
流動資産合計	19,021,203	18,834,705
固定資産		
有形固定資産		
機械装置及び運搬具(純額)	2,166,574	2,140,710
その他(純額)	3,675,155	3,600,284
有形固定資産合計	5,841,730	5,740,995
無形固定資産		
	25,563	27,070
投資その他の資産		
投資有価証券	1,752,840	1,522,161
その他	2,364,002	2,399,559
貸倒引当金	18,608	1,570
投資その他の資産合計	4,098,234	3,920,150
固定資産合計	9,965,528	9,688,216
資産合計	28,986,732	28,522,921
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2,648,909	2,304,947
短期借入金	605,465	701,465
未払法人税等	791,105	482,640
賞与引当金	420,000	370,000
役員賞与引当金	30,000	17,500
災害損失引当金	153,962	103,617
その他	784,831	612,235
流動負債合計	5,434,274	4,592,405
固定負債		
繰延税金負債	236,713	161,882
退職給付引当金	321,917	314,787
環境対策引当金	9,532	9,532
資産除去債務	105,548	106,826
その他	166,926	146,638
固定負債合計	840,638	739,667
負債合計	6,274,913	5,332,072

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,034,000	1,034,000
資本剰余金	547,994	554,685
利益剰余金	21,610,506	22,212,441
自己株式	388,909	375,585
株主資本合計	22,803,590	23,425,541
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	100,953	4,990
為替換算調整勘定	192,725	229,703
その他の包括利益累計額合計	91,772	234,693
純資産合計	22,711,818	23,190,848
負債純資産合計	28,986,732	28,522,921

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
売上高	12,740,675	10,958,923
売上原価	9,908,101	8,574,577
売上総利益	2,832,574	2,384,345
販売費及び一般管理費	1,113,868	1,098,176
営業利益	1,718,706	1,286,168
営業外収益		
受取利息	10,642	9,978
受取配当金	20,135	22,688
不動産賃貸料	16,486	16,489
その他	29,646	42,593
営業外収益合計	76,911	91,750
営業外費用		
支払利息	6,685	6,060
売上割引	6,664	5,440
賃貸収入原価	5,953	5,595
その他	81	28
営業外費用合計	19,384	17,124
経常利益	1,776,233	1,360,794
特別利益		
固定資産売却益	-	210
特別利益合計	-	210
特別損失		
固定資産売却損	203	-
固定資産除却損	8,472	9,056
投資有価証券評価損	-	53,716
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	98,466	-
災害による損失	-	51,701
特別損失合計	107,142	114,473
税金等調整前四半期純利益	1,669,091	1,246,530
法人税等	654,759	486,952
少数株主損益調整前四半期純利益	1,014,331	759,578
四半期純利益	1,014,331	759,578

【四半期連結包括利益計算書】
 【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	1,014,331	759,578
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	163,930	105,943
為替換算調整勘定	20,976	36,977
その他の包括利益合計	184,907	142,921
四半期包括利益	829,424	616,657
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	829,424	616,657
少数株主に係る四半期包括利益	-	-

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	1,669,091	1,246,530
減価償却費	475,343	478,014
貸倒引当金の増減額（は減少）	830	21,938
賞与引当金の増減額（は減少）	10,000	50,000
役員賞与引当金の増減額（は減少）	15,000	12,500
退職給付引当金の増減額（は減少）	21,393	7,130
長期未払金の増減額（は減少）	59,916	-
災害損失引当金の増減額（は減少）	-	50,344
固定資産除却損	8,472	9,056
固定資産売却損益（は益）	203	210
投資有価証券評価損益（は益）	-	53,716
受取利息及び受取配当金	30,777	32,667
支払利息	6,685	6,060
売上債権の増減額（は増加）	611,930	1,058,550
たな卸資産の増減額（は増加）	669,426	690,185
仕入債務の増減額（は減少）	195,371	339,788
未払消費税等の増減額（は減少）	81,832	14,136
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	98,466	-
その他	46,065	22,097
小計	1,020,253	1,683,397
利息及び配当金の受取額	29,473	31,389
利息の支払額	6,685	6,060
法人税等の支払額又は還付額（は支払）	811,212	801,869
営業活動によるキャッシュ・フロー	231,829	906,857
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	300,000	800,000
定期預金の預入による支出	400,000	800,000
有形固定資産の取得による支出	231,591	569,687
有形固定資産の売却による収入	18	430
無形固定資産の取得による支出	-	3,611
投資有価証券の取得による支出	753	794
生命保険積立金の積立による支出	16,641	29,745
保険積立金の積立による支出	49,139	-
その他	1,033	24,088
投資活動によるキャッシュ・フロー	399,140	627,497
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	700,000	755,000
短期借入金の返済による支出	603,200	659,000
差入保証金の回収による収入	13,600	-

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
ファイナンス・リース債務の返済による支出	38,397	31,052
自己株式の取得による支出	935	242
自己株式の売却による収入	194	20,258
配当金の支払額	195,888	156,894
財務活動によるキャッシュ・フロー	124,627	71,932
現金及び現金同等物に係る換算差額	7,733	13,521
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	299,671	193,907
現金及び現金同等物の期首残高	6,577,412	6,799,293
現金及び現金同等物の四半期末残高	6,277,741	6,993,200

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
税金費用の計算 当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

【追加情報】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結損益計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
販売費及び一般管理費の主なもの 運送費及び保管費 233,023千円 給与賞与 253,095千円 賞与引当金繰入額 130,663千円 役員賞与引当金繰入額 15,000千円 退職給付費用 24,052千円 研究開発費 181,157千円	販売費及び一般管理費の主なもの 運送費及び保管費 205,753千円 給与賞与 276,501千円 賞与引当金繰入額 119,807千円 役員賞与引当金繰入額 17,500千円 退職給付費用 25,924千円 研究開発費 191,419千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係(平成22年9月30日現在) 現金及び預金 6,677,741千円 預入期間が3か月超の定期預金 400,000千円 現金及び現金同等物 6,277,741千円	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係(平成23年9月30日現在) 現金及び預金 7,293,200千円 預入期間が3か月超の定期預金 300,000千円 現金及び現金同等物 6,993,200千円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年5月14日 取締役会	普通株式	197,001	10.00	平成22年3月31日	平成22年6月14日	利益剰余金

2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年11月5日 取締役会	普通株式	157,592	8.00	平成22年9月30日	平成22年12月6日	利益剰余金

当第2四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年5月13日 取締役会	普通株式	159,874	8.00	平成23年3月31日	平成23年6月14日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には「株式会社三井住友銀行(にっかさん従業員持株会信託口)」が所有する当社株式279,000株に対する配当金2,232千円を含んでおります。

2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年11月4日 取締役会	普通株式	159,871	8.00	平成23年9月30日	平成23年12月5日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には「株式会社三井住友銀行(にっかさん従業員持株会信託口)」が所有する当社株式245,000株に対する配当金1,960千円を含んでおります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期連結損益 計算書計上額 (注)2
	薬品事業	建材事業	計		
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	11,355,246	1,385,429	12,740,675		12,740,675
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高					
計	11,355,246	1,385,429	12,740,675		12,740,675
セグメント利益	1,530,507	382,443	1,912,951	194,244	1,718,706

(注) 1. セグメント利益の調整額 194,244千円は、各セグメントに配分していない全社費用であります。
 2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期連結損益 計算書計上額 (注)2
	薬品事業	建材事業	計		
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	9,494,870	1,464,052	10,958,923		10,958,923
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高					
計	9,494,870	1,464,052	10,958,923		10,958,923
セグメント利益	1,102,325	394,730	1,497,055	210,887	1,286,168

(注) 1. セグメント利益の調整額 210,887千円は、報告セグメントに帰属しない提出会社本社での総務部等管理部門に係る費用であります。
 2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額(円)	51.49	38.52
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	1,014,331	759,578
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	1,014,331	759,578
普通株式の期中平均株式数(千株)	19,699	19,720

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載していません。

2. 当第2四半期連結累計期間の「株式会社三井住友銀行(にっかさん従業員持株会信託口)」が所有する当社株式(245,000株)は、1株当たり情報の算定の基礎となる期中平均株式数から除いております。

(重要な後発事象)

当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
平成23年10月に発生しましたタイの大規模洪水により、タイ中部アユタヤ県のサハラタナナコン工業団地にある当社連結子会社ネクサス・エレケミック社及びサイアム・エヌケーエス社は浸水等の被害を受け、現在操業を停止しております。当該洪水による被害状況の詳細は現在調査中であります。

2 【その他】

平成23年11月4日開催の取締役会において、平成23年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

- | | |
|-----------------------|------------|
| 1. 配当金の総額 | 159,871千円 |
| 2. 1株当たりの金額 | 8.00円 |
| 3. 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 | 平成23年12月5日 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年11月9日

日本化学産業株式会社
取締役会 御中

明和監査法人

代表社員 公認会計士 久島 昭 弘
業務執行社員

代表社員 公認会計士 大久保 晴 雄
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 鈴木 誠

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本化学産業株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成23年7月1日から平成23年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本化学産業株式会社及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は四半期報告書提出会社が別途保管している。
 - 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。